

社会福祉法人権の木会
法人役員報酬等の基準及び支払いに係る細則

(目的)

第1条 この細則は、定款8条及び第21条に定める報酬等の基準及び報酬の支払い等について定める。

(対象者)

第2条 報酬の支払いの対象者は、次の者とする。

- (1) 評議員選任・解任委員会の委員
- (2) 評議員
- (3) 理事
- (4) 監事

(支払いの方法)

第3条 支払いの基準及び方法は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 会議 | 1日あたり、当日の現金払い |
| 2 監事(会計監査)実務 | 1日あたり、最終日の現金払い |

(報酬の基準額)

第4条 支払いの基準額は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|-------|-------|
| 1 会議 | 1日あたり | 5000円 |
| 2 監事実務 | 1日あたり | 7000円 |

(費用弁償)

第5条 必要とした経費についての支払いは、当該本人からの請求により、領収書等の精査を経て、後払いでの実額精算とする。

第6条 その他

その他の必要とする事項等については、理事会での審査を経て、評議員会での決議を得て決定する。